



# 第10次総量削減基本方針（案）の概要について

2026年10月29日

環境省 水・大気環境局 海域環境管理室



# 水質総量削減制度の概要

- 水質汚濁防止法に基づき、排水基準のみによっては環境基準の達成が困難な、人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域について、**汚濁負荷量（＝排出濃度×排水量）**を削減する制度。
- 令和6年度を目標年度とする**第9次総量削減基本方針**を令和4年1月に策定。
- 指定項目：COD（化学的酸素要求量）、窒素、りん

## 水質総量削減制度の枠組

水質総量削減の在り方  
(答申)

総量削減基本方針  
(環境大臣)

- ・ 目標年度及び総量削減目標量
- ・ 削減に関する基本的事項

総量削減計画  
(都府県知事)

- ・ 発生源別の削減目標量
- ・ 削減目標量の達成方途
- ・ その他総量削減に必要な事項

総量規制基準

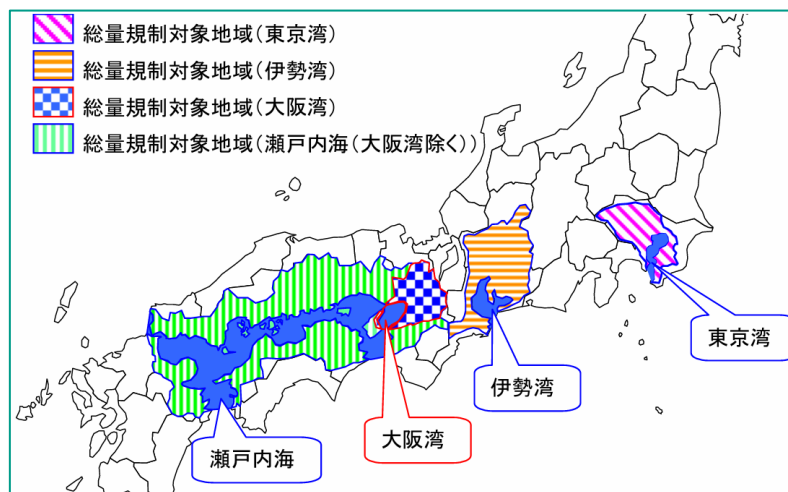
- ・ 特定事業場（日平均排水量 50 m<sup>3</sup>以上）に対する**負荷量（＝濃度×水量）**の規制

※その他汚濁負荷削減対策の実施

## 対象エリア

指定水域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海※（大阪湾を含む）  
指定地域：指定水域の水質の汚濁に関係のある地域  
（20都府県の関係地域）

※瀬戸内海では、瀬戸法に基づく栄養塩類管理計画の策定により、増加措置実施者に対する総量規制基準の適用除外が可能



# 第10次水質総量削減の在り方 － 総量削減から総量管理への転換 － （答申） （令和8年5月）



## 水質総量削減制度（現状）

閉鎖性海域\*に流入する汚濁負荷量の総量を削減する制度。化学的酸素要求量(COD)と栄養塩類（窒素、りん）が対象。

### 現状と課題

- 9次にわたる水質総量削減の取組により水質は全体的に改善
- 近年では、一部地域で栄養塩類の不足等による水産資源への影響が指摘
- 一方、貧酸素水塊の拡大等、水環境保全上の課題が依然として存在

▶ 海域ごとのきめ細やかな水環境管理が必要

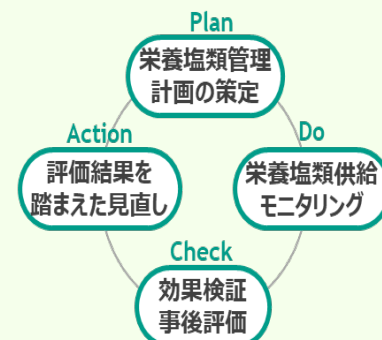
## 水質総量管理制度（今後）

削減一辺倒からきめ細やかな水環境管理へ

\*一般排水基準のみでは環境基準達成が困難な東京湾、伊勢湾、瀬戸内海が対象

### ① 栄養塩類の供給を可能とする **栄養塩類管理制度** を導入

- ・環境悪化の恐れがなく、地域ニーズがある場合、栄養塩類管理計画の策定による**栄養塩類の増加措置**を可能とし、当該措置の実施者には**総量規制基準を適用除外**  
→水質予測システムを活用した事前評価や目標を設定
- ・事後モニタリングの結果に応じて計画を見直すなど、**順応的管理の仕組みを徹底**



### ② 総量削減制度の**基本的な枠組は維持**

- ・国は「**総量管理基本方針**」を策定 ・都府県は同方針に基づき「**総量管理計画**」を策定
- ・同方針と同計画において、**管理目標量**を設定

▶ 水質が悪化しないよう、汚濁負荷量の総量を管理

## その他の水環境管理に係る対策

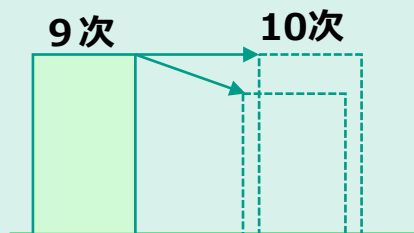
- ・藻場・干潟の保全・再生・創出や底質の改善等の実施

これらの施策により、**総合的な水環境管理** を通じて **きれいで豊かな海の実現** を目指す

# 削減目標量の現状と今後

## 第9次水質総量削減 まで（現状）

都府県別の削減目標量



### [目標設定]

- 原則、削減目標量は概ね維持または削減

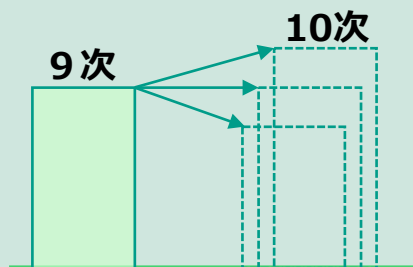
### [総量規制基準\*の適用]

- 排水量が**50 m<sup>3</sup>/日以上**の**特定事業場**は  
COD、窒素、りんについて総量規制基準を**遵守**

\* 総量規制基準＝排水濃度 × 排水量

## 第10次水質総量削減 （今後）

都府県別の  
削減（管理）目標量



### [目標設定]

- 海域の状況等に応じて、削減（管理）目標量は増加、維持または削減

※増加させる場合は、実現可能性を考慮の上、水環境保全上の支障がない範囲で実施

### [総量規制基準の適用]

- 環境悪化の恐れがなく、地域ニーズがある場合、**特定の海域で栄養塩類の供給が可能**

# 第10次総量削減基本方針（案）の概要①

## 基本方針（案）のポイント

- これまで指定水域ごとに策定していた基本方針を1つに統合
- 第10次答申を踏まえ、地域のニーズに応じて順応的な栄養塩類の管理や関係主体の役割を新設
- 地域のニーズに応じて、削減目標量（管理目標量）※を第9次の目標量から増加させることも含めて設定

## 基本方針（案）の概要

### 前文

- 水質は全体的には改善してきているものの、依然として水環境保全上の課題が残る海域が存在。一部の海域では、栄養塩類の不足による水産資源への影響が指摘
- 第10次水質総量削減においては、答申における「総量削減から総量管理への転換」の方向性を踏まえ、きめ細やかな水環境管理への転換を図る

### 1. 汚濁負荷量の削減目標量（管理目標量）

- 汚濁負荷の総量を管理する基本的な枠組は維持
- 栄養塩類の管理を行う都府県においては、水環境保全上の支障が生じないよう留意しつつ、地域のニーズに応じて、9次の削減目標量から増加させることも含めて設定

### 2. 目標年度：令和11年度

※水質汚濁防止法において削減目標量を定めることとされているところ、答申における「総量削減から総量管理への転換」の方向性を踏まえ、本基本方針においては（管理目標量）と付記している。

### 指定水域ごとの目標量

| 指定水域 | 指定項目 | 削減（管理）目標量         |
|------|------|-------------------|
| 東京湾  | COD  | 削減                |
|      | 窒素   | 削減                |
|      | りん   | 削減                |
| 伊勢湾  | COD  | 削減                |
|      | 窒素   | 調整中               |
|      | りん   | 調整中               |
| 瀬戸内海 | COD  | 削減                |
|      | 窒素   | 削減<br>一部県は増加(調整中) |
|      | りん   | 削減                |

# 第10次総量削減基本方針（案）の概要②

## 3. 削減目標量（管理目標量）の達成※の方途

※ 目標年度における汚濁負荷量が目標量以下であることを確認

### 一 汚濁負荷削減対策の実施

- 生活排水処理施設の整備
- 産業系の事業場における処理水準の維持
- 小規模事業場等の排水対策の推進
- 環境保全型の農業、畜産業、養殖業の推進

### 二 地域のニーズに応じた順応的な栄養塩類の管理

- 国は具体的な制度設計に向けた必要な措置を講ずる
- 都府県が主体となってきめ細やかな栄養塩類の管理を実施。水質予測モデルを活用した事前評価や目標設定を都府県が主体となて行い、環境基準の達成状況に配慮
- 水環境保全上の支障が生じた場合には、速やかに栄養塩類の供給を中断することができる順応的管理の仕組みを徹底
- 栄養塩類の管理に携わる事業場は、都府県が行う一連の検討過程に積極的に関与し、順応的な運転管理を実施

## 4. その他汚濁負荷量の総量の管理及び水環境の改善に関し必要な事項

### 一 総合的な水環境管理の実施

- 藻場・干潟の保全・再生・創出や覆砂などの底質改善手法を総合的に実施

### 二 関係主体の役割

#### (1) 国の役割

- 総量を管理する制度の詳細検討。ガイドラインや水質予測モデルによる事前評価の側面支援等の推進
- 下水道における戦略的な水環境管理の取組の推進

#### (2) 自治体の役割

- 目指すべき水環境の姿について、都府県が中心となって地域のニーズを把握し、地域の多様な主体の参加を促しながら積極的な合意形成を図る。
- 栄養塩類の管理にあたり、効果や影響の事前評価、関連計画との調整、モニタリング、効果検証等を実施
- 下水処理場等を管轄する市区町村等の積極的な関与

#### (3) 市民及びその他主体の役割

- NPOや漁業者、企業など多様な主体との連携
- 市民調査の積極的推進と結果の活用

# 今後のスケジュール（予定）



## 令和8年

10月29日 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会

11～12月 基本方針案の関係機関協議（都府県の意見聴取及び公害対策会議）

## 令和9年

年明け頃 総量削減基本方針の公表  
都府県における総量削減計画の策定依頼

秋頃 都府県における総量削減計画の公表